

第 427 回食品安全委員会（平成 24 年 4 月 12 日）における

小泉委員長発言（抄）

これまで食品安全委員会は、厚生労働省、農林水産省とともに、「食品にはゼロリスクはない」という普及啓発を進めてきました。やっとこの意味が国民に浸透し始めてきたと感じており、今回の生レバーについても、「リスクはゼロでない」という認識を持って注意して食していた消費者も多くおられたと思います。しかし、残念ながら、様々な食品において、食中毒菌による食中毒は現在も度々発生しており、患者が発生することが殆どない汚染化学物質や農薬等と比較して、国民の健康保護の観点から考えれば、現実に行っている健康被害を食い止めるには、さらなる情報提供等の対応が必要と思います。

そのために、「informed choice」という言葉を今までも色々なところでご紹介してきたのですが、この機会に改めてご紹介したいと思います。医療の現場における「informed consent」という言葉もありますが、食品については「informed choice」すなわち「納得した上での選択」が重要です。「informed」、つまり「納得」のためには、情報提供が重要で、これまでも取り組んできましたが、もっと積極的により有効な方策を工夫していきたいと思います。一方で、消費者は食品を自らの判断で安全なものを選び、美味しく食べるという権利を有しています。この「choice」の能力を高めるために、食育等に力を入れてきましたが、今後も消費者庁とも連携して、賢く選ぶことができるように、今まで以上に丁寧なリスクコミュニケーションに努めたいと思います。

また、食品安全基本法にもあるとおり、国、地方公共団体、事業者、消費者、それぞれが、食品の安全性確保のための役割を果たしていくことが重要と考えています。

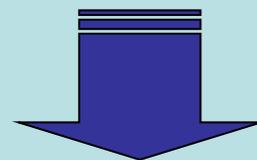
食品安全はインフォームドチョイスで

**INFORMED
CHOICE**



**納得した上での
選択**

**INFORMED
CONSENT**



**納得した上での
同意**